

開会（10：27）

- 内田修司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は全部で5件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、市立総合病院の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。
初めに、総務部所管の議案の審査を行います。
まず、議第111号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 秋山博子委員 一般職の任期付職員の採用等ということですが、対象の人数を教えてください。
- 藤原則文人事課長 対象となる人数は、現在1名でございます。
- 内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 内田修司委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第111号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 内田修司委員長 挙手総員であります。よって、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第112号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 秋山博子委員 これは、先ほどの行政経営部の補足説明で、議員報酬費の構成の59万3,000円がアップになっているということですよ。それで、議長、副議長、それ以外の議員、それぞれ幾らアップになるか教えてください。
- 藤原則文人事課長 それぞれの今回の増額分でございますけれども、期末手当1回分の金額でもよろしいですか。年間です額は2倍にする形になります。
まず、議長につきましては1万7,763円、なので、掛ける2が年額でございます。
副議長につきましては1万5,454円、こちらも掛ける2で年額になります。
あと、常任委員長、それから、議員運営委員長につきましては1万4,743円、こちらも掛ける2で年額になります。
そのほかの議員の方々につきましては1万4,565円、こちらも掛ける2で年額になり

ます。こちらの増額分が今回の0.5月分の増額となっております。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○秋山博子委員 この条例案の改正は人事院勧告があるたびにこのように出されているので、ほかの議案とも関連していることなので、一つ一つ反対討論はしませんが、報酬審議会にもかけられていないというところでこのように出されているということに反対です。

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第112号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手多数であります。よって、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第113号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 この特別職は、市長、副市長、そして教育長の4名の方だと思うんですが、それぞれ金額を教えてください。

○藤原則文人事課長 では、先ほどの議員と同様、1回の期末手当の額で御説明させていただきます。

まず、市長につきましては2万5,415円、こちらも掛ける2で年額となります。

続きまして、副市長が2万355円、教育長につきましては1万8,773円、いずれも掛ける2で年額となっております。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第113号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手多数であります。よって、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第114号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 給与については3.3%、手当については0.05月という御説明だったんですが、これは、会計年度任用職員は対象には入っていないということでもいいのでしょうか。

○藤原則文人事課長 こちらの条例の対象としては、会計年度任用職員は入っておりませんが、規則のほうで定められておりますので、そちらのほうも同様の改定をする予定でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第114号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

議第115号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 手当を0.05月上げますということなんですけど、これまでも人事院勧告が出されるとこのような形で改正が進められてきたんですが、病院事業管理者の給与、手当に関しては、このように人事院勧告があった際に、改正する、見直すというようなことは、どこかで定められているのでしょうか。

○寺尾貴裕病院総務課長 特に定めるところはございません。

基本的には、国家公務員の人事院勧告に伴う市の職員の改正に準じて、病院事業管理者、市長、副市長、教育長も改正をさせていただいているという状況です。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第115号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手多数であります。よって、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

閉会(10:41)